

原産地表示取組宣言店

店 舗 名	すたみな太郎 新発田店
店 舗 所 在 地	新発田市小舟町3-6-5
新潟県届出番号	第34号
事 業 者 名	株式会社 江戸一
自主基準の公開方法	店頭掲示

### 牛肉の原産地表示に関する自主基準

項 目	内 容
1 原産地の名称	焼肉に使用する牛肉の原産地の名称は、次のとおり表示します。
(1) 国産の場合	国産である旨を表示します。
(2) 輸入品の場合	原産国名を表示します。
(3) 複数原産国の牛肉を使用する場合	牛肉の原産地が2カ国以上ある場合は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に表示します。
2 表示の方法	使用する部位ごとに原産地を表示します。
3 表示場所	店内陳列ショーケースに商品毎にネームカードにて表示します。
4 表示管理等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 原材料の原産地を表示するにあたっては、牛肉の原産地情報の管理を徹底し、誤った表示を行わないようにいたします。</li> <li>○ 常に消費者の視点に立ち、消費者を誤認させるような表示は行いません。</li> <li>○ 表示の根拠とした仕入れ伝票その他関係書類の整理を常に行い、消費者の問い合わせに迅速かつ適正に対応いたします。</li> </ul>
5 その他 (任意事項)	表示責任者を設置し、内部チェック体制を整備します。 (表示責任者については、新潟県を担当する本部要員とする。)